

陳 述 書

私は平成7年8月、被告が岐阜県瑞浪市に高レベル放射性廃棄物地層処分のための研究施設超深地層研究所建設を発表以来、高レベル放射性廃棄物の処分場が超深地層研究所用地周辺につくられる可能性を危惧し、被告の事業や国の動き、岐阜県や瑞浪市など地元行政の動きを情報公開、現地視察、質問などを行い監視してきました。

平成11年6月、岐阜県弁護士会に被告の東濃地科学センターにおける事業の調査を要望し、同年8月に岐阜県弁護士会と日本弁護士会合同の調査が実現しました。

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律が検討されている時点から原子力委員会や資源エネルギー庁の資料を入手し、同庁からヒアリングを行い、国会議員への法案阻止の働きかけを行いました。

岐阜大学地域科学部で超深地層研究所の問題点を解説、岐阜県地方自治研究センター他に超深地層研究所問題を寄稿し、機関誌「れんげ」発行、ホームページで超深地層研究所問題や高レベル放射性廃棄物地層処分の危険性を知ってもらうために努力しています。

今回の裁判で被告は誤った報道や誤解とされたことがある、として、情報を公開しようとしません。しかし、被告の主張は正しくありません。そこで以下、被告が「誤った報道や誤解」と述べている箇所を中心に、反論します。

記

被告は準備書面(3)の14ページで、新聞やテレビが「処分場の候補地」や「処分場の候補地を絞り込んだ」と報道したことを、誤った報道であると主張しています。

しかし、本件対象文書のうち、5冊の報告書(以下、「報告書」とします。)の目的、調査方法、地域を選んだ理由や、報告書に使われた言葉から判断して、「処分場の候補地」や「処分場の候補地を絞り込んだ」と報道したことは一般常識の範囲と考えます。

また、被告は同14ページで、報道が、「本件対象文書における調査対象地区等が処分予定地であるとの誤解をしている」と主張しますが、新聞に記載された事実から判断して、「誤解している」との被告の主張は、根拠のあるものとは考えられません。以下、詳しく述べます。

1. 「処分場の候補地」との報道について

報告書の概略は以下のとおりです。

「高レベル放射性廃棄物地層処分のための地質環境等の適正調査」を目的として、8,000～9,900平方キロメートルという広大な範囲を、ランドサットや航空写真の画像判読による地質特性や地質構造特性の解釈、既存の地質資料のまとめなど手順を踏んで調査し、調査の結果から必要とされた地域で現地調査を行い、さらに調査結果の検討を経て

- ・処分の対象となる地層の広がりや深さがあること
- ・活断層から2km以上離れていること
- ・集落や大規模地上施設がないこと
- ・地下資源がないこと

などの条件を満たす場所を、高レベル放射性廃棄物地層処分のための「条件を満たす適正地区」として、本地域では次のような地区(直径3kmの範囲)を選定した」とか、「高レベル放射

性廃棄物地層処分のための地質環境的に良好な地域として望ましい候補地」とか、「高レベル放射性廃棄物地層処分において地質環境的に良好な地域」と表現して、各報告書ごとに2から11ヶ所を選んでいきます。

報道機関はこれらを「処分場の候補地」と表現したにすぎません。この用語の使用はきわめて常識的なことで、誤報でもなんでもありません。付け加えれば、報告書の言葉を引用して「候補地」と表現したことにも何の問題もないはずで

2. 被告は「処分場の候補地を絞り込んだ事実がない」のに、「絞り込んだ」とテレビで放送されたことを誤りとしていますが、1.のように、各報告書ごとに2～11ヶ所を選んだことを「候補地を絞り込んだ」と表現することもまた、一般的な常識に適合します。

加えて被告は、平成15年5月1日のテレビ放送分として「処分場の候補地を絞り込んだ事実がない」のに「処分場の候補地を絞り込んだ」と主張していますが、被告が提出した乙第18号証の10は平成15年2月17日のテレビ放送分です。主張と証拠が食い違っていることも被告の主張がいい加減であることを示すと思います。

3. また被告は、「本件対象文書における調査対象地区等が処分予定地であるとの誤解をしている」と主張していますが、報道機関は「調査対象地区等が処分予定地である」との誤解はしていません。

新聞報道には、「調査対象地区等が処分予定地である」との記載は一切存在しないからです。また、新聞報道は被告の事業内容の変遷については被告のコメントを記載し、現在処分地選定事業は原子力発電環境整備機構が全国から公募することを明確に記載しています。

まず、新聞報道の事実を列記します。

(1) 被告の事業の変遷については、

- ・「核燃機構によると、これらの候補地からいくつかの地域を選び、さらに詳しく調査して最終処分地を決める計画だったが、動燃は87年の6月の原子力開発利用長期計画で処分地選定業務から外れたため、その後の調査は行われていないという。」(乙第18号証の1,2,7,8,9)
- ・「動燃は1987年6月に処分地選定業務から外れ、核燃機構も処分方法の研究開発だけを行っている」(乙第18号証の5)

(2) 現在の処分事業については、

- ・「処分地選定は現在、原子力発電環境整備機構(原環機構)が全国から公募する形に変更している」(乙第18号証の1,2,6,7,8,9)

(3) 「処分予定地」との表現について。

報道が候補地という表現を用い、予定地、という表現を用いていないのは、処分候補地と処分予定地は位置づけが大きく異なるからです。言葉の印象からみても「候補地」は複数(新聞報道では40数ヶ所)の中の1つに過ぎず、「予定地」は1ヶ所に限定されたかの印象を受けます。

ここをとらえて新聞報道は、処分場の候補地と記載し、処分予定地とは記載しないのです。

以上から、「本件対象文書における調査対象地区等が処分予定地であるとの誤解をしている」

との主張は誤りです。

- 被告が準備書面(3)の15ページで主張している、昭和58年度の報告書のうち北海道についての報告書で、「処分候補地として好ましいとした内部資料の存在が明らかになった、処分場の候補地となる可能性がある旨を表明し、報道機関は、『幌延周辺が処分適地 旧動燃の内部資料 反対派、推進を懸念』等、」報道したこと、および被告が非公開とした自治体名を特定した等の報道(同準備書面16ページ)も誤報道との評価を受けるものではありません。

前者は事実の評価が被告の意に沿わない表現に過ぎず、後者は市民団体の活動を報道したものであるからです。この箇所についても詳論します。

1. 「高レベル放射性廃棄物地層処分に関する調査・研究()(M-6地区)報告書」の概要は、昭和58年度に高レベル放射性廃棄物「地層処分技術開発の観点から地層の特徴を把握する」ことを目的に「可能性ある地層の調査」として全国25ヶ所で実施された調査のうち、北海道幌延町周辺に関する報告書です。

「可能性のある地層」の対象は幌延町をはじめ、豊富町、稚内市、猿払村、中頓別町などを含む50km×80kmの範囲から水平的広がりや垂直的厚さを持つ泥岩質(古第三紀以前)の上部蝦夷層群を抽出し、調査の対象としました。

評価項目の多くは「地層処分サイトの は」との書き出しではじまり、

- ・地すべり
- ・同一地層の分布深度
- ・同一地層の垂直的厚さ
- ・割れ目
- ・既存の権利
- ・人口密度
- ・土地利用

など、12の評価項目があり、その中の10項目が「有効な地層の分布域として好ましい環境にあると判断される。」と評価されていました。

しかも、この報告書は昭和58年度に作成されたにもかかわらず、平成11年8月に開示請求によって情報開示されるまで、その存在を知ることはできませんでした。

以上のことから、「幌延町周辺が高レベル放射性廃棄物の処分候補地として好ましいとした内部資料の存在が明らかになった」との表現は事実を端的に伝えたものであり、誤報道ではありません。また、「処分場の候補地となる可能性がある旨を表明し」とか、「好ましい」や「可能性がある」と報告書を評価したことについても、報告書が「有効な地層の分布域として好ましい環境にあると判断される。」と記載していることから、誤った評価をしたとは到底言えません。

こう見てみると結局、被告は、自己の意にそぐわない報道を誤報と呼んでいるだけのことで

2. 被告は準備書面(3)の16ページで、「可能性ある地層の調査」のうち「高レベル放射性廃棄物地層処分に関する調査・研究()(M-6地区)報告書」以外の北海道に関する報告書について、「『旧動燃計画の放射性廃棄物処分場 - 調査 27 市町村を特定 - 住民団体発表』等と誤って報じた(乙第22号証)。」と主張します。

しかし、報道の対象は、市民団体である幌延問題道民懇談会が、被告によって不開示とされた対象地域を1年半の分析検討の結果、自治体名を特定した、という事実です。報道の本文も「高レベル放射性廃棄物の最終処分に絡み」とありますが、これも誤りではありません。市民団体の活動の報道をしたことが、なぜ誤報になるのか、理解に苦しみます。

・被告は準備書面(4)5ページで動燃事業団が「処分場の候補地とする報告書をまとめていた」との報道を、誤った報道と主張します。しかし、この主張も誤りです。

- 1、上記、 . の1. と2. で述べたように、新聞が「報告書をまとめていた」と報道したことには誤りはありません。そもそも被告が委託した成果報告書であり、被告自身が準備書面(3)の7ページで「被告は、昭和61年から前記(2)の『広域調査』を行ったが、その結果を取りまとめたものが、本件対象文書である」と述べているのです。新聞報道の「まとめていた」との報道を誤ったとすること自体、矛盾です。
- 2、報告書記載の調査地点を、「最終処分場候補地」として被告が発表しなかったから「処分場の候補地とする報告書」という表現を用いることが誤報にあたる、というのであれば、被告からみて誤報でない報道とは、被告が用いなかった表現は一切用いない報道、ということにならざるを得ません。しかし、このような考え方は報道の自由を規制するものであることは明らかです。
- 3、以上のことから、誤っているのは報道ではなく、被告の考え方です。

被告は本件不開示情報を開示した場合、「中間貯蔵施設の立地業務という被告の事業の適正な遂行に支障をきたすおそれが生じる」(準備書面(3)13ページ)として、本件対象文書の不開示を正当化しようとしています。

しかし、そもそも被告が設置をめざす高レベル放射性廃棄物の中間貯蔵施設とは、高レベル放射性廃棄物(ガラス固化体)を最終処分場に持ち込んで地下300メートル以深に処分するまでの期間、高レベル放射性廃棄物を管理する施設であって、本件対象文書が対象とする最終処分場ではありません。このように中間貯蔵施設と最終処分場は全く別のものです。したがって本件対象文書が公開されても中間貯蔵施設の立地に支障はないはずです。

また、本件調査データを中間貯蔵施設の立地業務に使う予定はないことは、被告が提出した乙第18号証の1,2,6,8,9の新聞報道に記載のあるように、被告自身が公式に明らかにしています。

こうしてみると、本件情報を公開したからといって、被告の業務に支障をきたすはずはありません。

・被告は原告がホームページで本件報告書により選ばれた地域を「処分候補地」と記載したこと、「研究所を受け入れた地域も、処分場から除外されていない。東濃も処分候補地である。」(準備書面(4)6ページ)と記載したことを誤った理解と主張します。

しかし原告はその理由をホームページで記載しています。ホームページのコピーを本陳述書に付けますので、どの箇所が誤りか、具体的に指摘してほしいと思います。

被告は準備書面(4)の7ページで、原告の「ホームページの記載内容から、現に被告が高レベル放射性廃棄物の処分場の選定に關与しているなどの誤解をしており、それが不特定多数の者

の閲覧可能なホームページにより拡大している」と主張します。

被告が指摘する根拠は、原告が「日本弁護士連合会が平成 12 年 10 月 6 日の人権擁護大会でした決議『処分場に直結しかねない東濃超深地層研究所の建設を直ちに中止する』」をホームページに引用したこともかもしれません。しかし、日本弁護士連合会の大会決議は、前年に原告らの要望によって調査が実現し、大会決議に盛り込まれたものです。被告らは原告が原告らの運動をホームページに記載したことを誤報であるとし、原告らが自己の運動をホームページ上に記載することで被告に対する「誤解」が生ずるから情報は公開できない、と言っていることになるのです。このような乱暴な理由で情報を非公開にできるとすれば、おおよそすべての情報は非公開となってしまうはずで

また、被告が提出した乙第 29 号証からみても、原告は「被告が高レベル放射性廃棄物の処分場の選定に関与している等」の誤解をしていないことは明らかです。

具体的には、

- ・提訴資料の説明として「 の調査は 1988 年度になされ、旧動燃が処分地選定事業を行われなくなった年であるため提訴の対象外です。」と記載。
- ・【問題点 なぜ提訴するのか】とした項目（3/4 ページ）で「核燃はすでに処分地選定業務をしていないので地点や地域の公開が核燃の事業に支障をきたすこともありません。」と被告の事業を説明しているのです。

結局被告が「誤報」と指摘する根本の理屈は、「処分候補地」と「処分予定地」を意図的に同一視したところにあります。しかし、「処分候補地」と「処分予定地」の間には、大きな隔たりがあります。予定地は一箇所に限定されたとの印象を与えますが、候補地は複数の中の一つにすぎません。報道も「処分候補地」と記載し、「処分予定地」と記載していません。原告も「処分予定地」と記載したことはありません。したがって、被告が主張する準備書面（4）7 ページの「上記のとおり、現に、本件不開示部分に記載された調査対象地区等が高レベル放射性廃棄物の処分予定地として選定され、被告が高レベル放射性廃棄物の処分地の選定に関与しているとの誤解や誤報がされていることは、証拠上からも明らかである。」との主張は成り立たないことは明らかです。

以上

2004 年 9 月 7 日

兼 松 秀 代